

令和7年11月25日招集

令和7年 第11回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和7年第11回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和7年第11回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和7年11月25日（火） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

1番	清野周治	3番	大江弘哉	4番	留場美佐
5番	仲野孝藏	6番	山科幸子	7番	永瀬清一
8番	石山一穂	9番	栗原洋幸	11番	阿部昇
12番	寒河江一浩	13番	大江正好	14番	加藤友英
15番	中谷裕	16番	高橋浩一	17番	東海林光輝
18番	門脇功	19番	菅原繁治		

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第17号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について
- 第5 報第18号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第6 報第19号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第7 議第50号 非農地証明願いに係る証明について
- 第8 議第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第10 議第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第11 議第54号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第12 農地あっせん委員会の報告
- 第13 農地転用委員会の報告
- 第14 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	伊藤 亨	農政主査兼農政係長	高橋 範一
農地係長	後藤 美智子	主任	小山田 ルミ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和7年第11回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員は2番元木太志委員、10番芦野繁美委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

14番加藤友英委員、15番中谷裕委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期を本日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第10回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配布している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第17号農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてから、日程第11、議第54号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、までの3報告と5案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。伊藤事務局長、お願いします。

【伊藤事務局長】

令和7年第11回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開きください。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可の取消願は1件です。

報第17号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

別紙土地に係る農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について受理したので、本会に報告するものです。2頁をお開きください。

農地法第5条第1項の規定による許可の取消願

許可年月日：令和5年2月21日、指令番号：指令村総農振第139号。土地の所在：大字羽入字北原●●●●、地目、登記簿：畑、現況：畑 地積：529㎡。譲渡人住所氏名：天童市東久野本二丁目●●●● ●●●● 職業：●●●●。譲受人住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●● 職業：●●●●。取消願年月日：令和7年9月12日、取消願理由：事業が中止となり、転用行為を行う見込みがなくなったため。

取消願の受理年月日：令和7年11月6日です。3頁をお開きください。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は2件です。

報第18号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があり、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。4頁をお開きください。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号7番 申請者住所氏名：尾花沢市大字上柳渡戸●●●● ●●●●。転用しようとする土地の表示、土地の所在：大字若木字野川向●●●●。地目：畑 面積：222㎡の内25.83㎡。土地の所有者：●●●●、転用の理由：農作業倉庫を設置する、農業用車両の乗入口を整備する。所要面積：農作業倉庫 10.08㎡、車両乗入口 15.75㎡です。

以下、受付番号8番の申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。5頁をお開きください。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は7件です。

報第19号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約について、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。6頁をお開きください。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号95番 土地の所在：大字六田字長谷●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：4,092㎡。賃貸人住所氏名：東根市六田二丁目●●●● ●●●●。賃借人住所氏名：東根市三日町三丁目●●●● ●●●●。解約後の利用：第3者に売却です。

以下、受付番号96番から101番までの6申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。7頁をお開きください。

今月の非農地証明願いの申請は1件です。

議第50号 非農地証明願いに係る証明について

別紙土地に係る非農地証明願いがあったので、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領により、本会の議決を求めるものです。8頁をお開きください。

非農地証明願い関係

受付番号3番 土地の所在：大字野田字家の下●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：797㎡他1筆。申請者：東京都大田区中央六丁目29番2号 磐田電工株式会社 代表取締役 櫻井一幸。非農地となった時期及び事由、農地法による許可の有無等：5条許可（所有権移転）昭和60年5月27日付け指令農政第147号 転用許可事由：倉庫です。9頁をお開きください。

今月の農地法第3条の許可申請は17件です。

議第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。10頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号141番 土地の所在：大字若木字野川向●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：222㎡。譲渡人住所氏名：東根市神町北三丁目●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：17a。譲受人住所氏名：尾花沢市大字上柳渡戸●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：113aです。

以下、受付番号142番から11頁の受付番号146番までの5申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。12頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号147番 土地の所在：大字東根元東根字本郷●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：2,979㎡他2筆。貸人住所氏名：東根市本丸西三丁目●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：43a。借人住所氏名：東根市本丸西二丁目●●●● ●●●●。事由：再設定 経営面積：1,157aです。

以下、受付番号148番から14頁の受付番号157番までの10申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。15頁をお開きください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件であります。

議第52号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。16頁をお開きください。

農地法第4条第1項の規定による許可申請関係

受付番号7番 土地の所在：大字蟹沢字長谷●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：2,465㎡の内648.5㎡。申請人住所氏名：東根市大字蟹沢●●●● ●●●● 職業：●●●●。

転用後の主要目的：農業用倉庫、通路他で、所要面積計が648.5㎡。備考として追認案件です。

農地法第4条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。17頁をお開きください。

今月の農地法第5条の許可申請は2件です。

議第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。18頁をお開きください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号36番 土地の所在：大字羽入字横町●●●●。地目、登記簿：田、現況：雑種地、地積：17㎡。譲渡人住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●● 職業：●●●●。

譲受人住所氏名：東根市中央東三丁目7番21号 東根市農業協同組合 代表理事組合長 松浦洋二 職業：農協。転用後の主要目的：通路他で、所要面積計が17.38㎡。備考として所有権移転、実測面積、追認案件です。

農地法第5条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。19頁をお開きください。

ただいま説明いたしました例外確認申請、非農地証明、農地法第4条、及び第5条の申請箇所を示す位置図ですので参考にしてください。20頁をお開きください。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は25計画です。

議第54号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画を作成するため、本会の意見を求めるものです。21頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、所有権移転

番号1番 土地の所在：大字六田字長谷●●●●。現況地目：田、認定面積：4,092㎡。譲渡人住所氏名：東根市六田二丁目●●●● ●●●●。譲受人住所氏名：東根市大字蟹沢83番地 株式会社耕成 代表取締役 石山一穂。対価：1,000,000円（総価）です。

以下、番号2番、及び番号3番の計画については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。22頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定

番号4番 土地の所在：大字東根元東根字白金●●●●。現況地目：田、認定面積：2,680㎡他1筆。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市大字長瀬1399番地 株式会社ファーム片桐 代表取締役 片桐忠一。契約期間：始期：令和8年2月1日、終期：令和18年1月31日。賃借料：10aあたり10,000円です。

以下、番号5番から25頁の番号25番までの21計画については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で報告案件3件と議案5件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に日程第12、農地あっせん委員会の報告を、農地あっせん委員会委員長より求めます。

9番、栗原洋幸農地あっせん委員会委員長。

【9番栗原洋幸農地あっせん委員会委員長】

はい、9番栗原です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を11月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請6件、賃貸借権設定の許可申請11件、合計17件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る11月14日に実施しました農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに所有権移転の許可申請についてですが、受付番号141番、143番、145番、及び146番の申請事由は、経営規模拡大となります。受付番号142番の申請事由は、受贈となります。受付番号144番の申請事由は、空家に付随となります。

次に賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号147番、148番、150番、153番及び156番の申請事由は、利用集積計画期間満了に伴う再設定となります。受付番号149番、151番、152番、154番、155番、及び157番の申請事由は、経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしております。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が農地あっせん委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に日程第 13、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

11番、阿部昇農地転用委員会委員長。

【11番阿部昇農地転用委員会委員長】

はい、11番阿部です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を11月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、非農地証明願い 1 件、農地法第 4 条による許可申請 1 件、農地法第 5 条による許可申請 2 件です。

転用許可申請関係案件については、去る11月14日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、非農地証明願いについてですが、受付番号 3 番については、昭和60年 5 月 27 日に倉庫として農地法第 5 条の許可を受けているもので、非農地証明事務処理要領第 3 条第 4 号の「宅地等、人為的に農地以外のものとなって20年以上経過している土地」に該当するものであり、非農地として証明する事について支障なしとの意見の一致をみました。

次に、農地法第 4 条申請についての農地区分、及び立地基準の判断ですが、受付番号 7 番については都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第 3 種農地となりますが農業用倉庫及び通路を整備するものです。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

なお、受付番号 7 番については、令和 3 年 8 月頃より農業用倉庫及び通路として利用していることによる追認案件であり、申請人より顛末書も提出されております。

次に農地法第 5 条についての農地区分、及び立地基準の判断ですが、受付番号 36 番、及び 37 番については、申請地から概ね 300m 以内に高速自動車道の出入り口があるため第 3 種農地となりますが、受付番号 36 番は通路を、受付番号 37 番は建売住宅を整備するものです。

農地区分(第 3 種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) a (b) ii」に該当

なお、受付番号 36 番については、昭和 55 年頃に米備蓄倉庫の敷地通路として隣接する農地にはみ出して舗装し利用していたことによる追認案件であります。この度、受付番号 37 番の農地転用手続きを進める中で発覚し、申請人より顛末書も提出されております。

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が農地転用委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

はい、1番清野委員

【1番清野周治委員】

11頁の145番と146番について、申請理由が耕作不便ということですが、耕作するのに便利が悪いということですか。ちなみにここは耕作出来るような状態なのですか。

【議長】

後藤農地係長。

【後藤農地係長】

はい、清野委員のご質問にお答えします。145番と146番の耕作不便の意味ですが、譲渡人にとって農地が離れているということでの耕作不便と聞いております。耕作出来ないという意味ではありません。引き続き譲渡人も耕作をする方であると聞いています。

以上です。

【1番清野委員】

譲受人の土地に隣接した土地なのか、そういった状況の土地なのですか。

【後藤農地係長】

譲受人の土地と隣接、または近くということで、譲受人にとっての耕作は便利な形になっております。

【議長】

清野委員、よろしいですか。

【1番清野委員】

はい。

【議長】

そのほかありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に日程第14、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第54号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、8番石山一穂委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

ただいまの時間は、午前10時15分でありますので午前10時30分を目途に地区委員会を終了して下さるようお願いします。

それでは休憩いたします。

午前10時15分 休 憩
午前10時30分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【15番中谷委員】

15番中谷です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会で慎重に審議した結果、議第51号については、経営規模の拡大等によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、及び地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第52号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第54号については、地域の中心となる担い手に貸付又は所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1番清野委員】

1番清野です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第51号については、受贈や経営規模の拡大等によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【3番大江委員】

3番大江です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第50号については、東根市農業委員会非農地証明事務処理要領の規定に該当する土地で、農地転用委員会の報告と同様、非農地であると認められることの意見の一致をみました。

議第51号については、経営規模の拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第53号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第54号については、地域の中心となる担い手に貸付、または所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第17号農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について、報第18号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第19号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますので、ご了承願います。

それでは初めに、議第50号非農地証明願いに係る証明について、議第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議第52号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上4案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第50号から議第53号までについて、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり承認すること、許可すること、及び許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって議第50号から議第53号については、承認すること、許可すること、及び許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第54号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、採決いたしますが、その前に、8番石山一穂委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間退席願います。

お諮りいたします。

議第54号について、地区委員会の審議のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第54号については、決定することに決しました。

8番石山一穂委員の復席を求めます。

8番石山一穂委員に申し上げます。只今、議第54号については、決定することに決しましたので報告いたします。

以上で日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和7年第11回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。
ご苦勞様でした。

午前10時36分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長 菅原 繁治

議事録署名委員 加藤 友英

議事録署名委員 中谷 裕